

24 浪 総 第 226 号  
平成 24 年 12 月 14 日

南相馬市長 桜井 勝延 様

浪江町長 馬 場 有



職員用仮設住宅建設に伴う用地確保について（依頼）

このたびの東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う避難者の支援のため格別の御協力を賜わり誠にありがとうございます。

当町は、全町が警戒区域又は計画的避難区域に設定されていることから、現在役場庁舎機能を福島県二本松市に移し、避難住民への行政サービスの提供に当たっている状況です。

このような中、すべての町民が1日でも早く生活を再建し、また、「ふるさとなみえ」を再生すべく、10月に浪江町復興計画【第1次】を策定して、町民に将来の展望を示すとともに、震災からの復旧・復興の準備を本格化させているところです。

特に年明けにも想定されます避難区域の見直し（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）により、避難指示区域に立ち入る町民、復旧のための作業員が増加すると思われ、それらへの対応のため、今後役場本庁舎（浪江町内）にも職員を常駐させる必要があると考えておりますが、インフラ・ライフライン等の復旧のため最低5年程度は避難指示については解除されないものと見込んでおります。

このことから、南相馬市内に職員を居住させ、役場本庁舎への通勤を予定しておりますが、現状、南相馬市内でのアパートの確保は困難な状況にあります。（当面、南相馬市内の民間社宅を4戸程度借用するため交渉中）

また、復旧復興事業の進捗状況によっては、平成25年度以降、順次、常駐職員数を増員しなければならないことから、貴市に職員用仮設住宅を建設することも検討が必要かと考えております。

つきましては、仮設住宅用地の確保について、情報提供も含めご配慮いただきたくお願い申し上げます。

## 記

### ○ 現在の検討状況

#### <当面の対応>

- ・南相馬市内民間社宅又は賃貸住宅の借上げにより対応

#### <25年度以降の対応>

- ・仮設職員住宅を建設
- ・建設規模等

建設予定戸数	10戸程度
必要敷地面積	2,000㎡程度
建設用地条件	宅地見込み地 公共下水道区域
用地確保条件	賃貸